

◎新潟県告示第1270号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年9月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市字坂下申乙196の5、申乙196の6、申乙198の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため